

大治町公共下水道の私道への污水管布設に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道事業計画区域（以下「区域」という。）内の私道に公共下水道の污水管（これに付属するマンホール、污水ます及び取付管を含む。以下「污水管」という。）を布設することにより、私道に面した建築物等の公共下水道への接続の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、次に掲げる道路（以下「公道」という。）以外の区域内の私有地であって、道路としての形態を有しており、不特定多数の人の通行に利用されているものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

(布設の条件)

第3条 この要綱により污水管を布設する私道は、次に掲げるすべての条件を備えていなければならない。

- (1) 私道の両端又は片端が污水管の布設されている公道又は布設を予定している公道に接し、污水管の布設が技術的に困難でなく施工上支障がないこと。
- (2) 私道に布設しようとする污水管に汚水を排除すべき戸数が2戸以上あり、速やかに公共下水道に接続することが明らかであること。
- (3) 私道が隣接する私道以外の土地と分筆されており、その境界が明確であること。
- (4) 私道の所有者及びその他の権利を有する者（以下「所有権者等」という。）が、当該私道に対する污水管の布設及び次に掲げる事項を承諾していること。
 - ア 私道の使用期間は污水管の存置期間とし、その使用料は無料とすること。
 - イ 私道の所有権を第三者に譲渡し、又は賃借権その他の権利を設定するときは、譲受人その他の権利を取得する者に対し、污水管の布設部分の使用の存続を受け継がせること。
 - ウ 新たに当該污水管の利用の申出があったときは、これを拒まないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる私道については、この要綱は適用しない。

- (1) 1個人又は1法人が所有する建築物（社宅、マンション、アパート、戸建借家その他これに類する建物）のみが所在する私道

(2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公示された供用を開始すべき日以後に私道になったもの
(申請)

第4条 私道に污水管の布設を希望する者は、代表者を定め、污水管布設申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1程度）
 - (2) 污水管布設申請者名簿（様式第2号）
 - (3) 污水管布設承諾書（様式第3号）
 - (4) 私道の土地登記事項証明書及び土地整理図の写し等
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、その可否を決定し、污水管布設決定通知書（様式第4号）により当該申請者代表に通知するものとする。
(維持管理等)

第6条 布設した污水管の所有権は町に帰属し、当該污水管の維持管理は町が行うものとする。

2 私道の所有権者等は、当該私道の維持管理を行うとともに、現況を変更しようとするときは、あらかじめ町長と協議しなければならない。
(布設変更)

第7条 所有権者等の原因により污水管布設後に当該污水管の撤去又は布設替えを必要とする場合は、町長の承認を得て施工しなければならない。
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。